

# 貸付事業 ※再任用職員及び臨時的任用職員(3号会員)は対象外

- ・利率は年利(住宅貸付1.0%それ以外0.9%)です。(年度ごとに見直します)
- ・申込締め切りは毎週木曜日(必着)で、翌週木曜日送金です。  
※貸付日の変更は、会報・ホームページでお知らせします。
- ・送金先は、公立学校共済組合に届け出ている銀行口座のみです。  
(公立学校共済組合員以外の会員は互助会へ届け出ている銀行口座)

〔提出書類〕 ホームページからダウンロードできます。

- ①貸付申込書 (貸規様式第1号) / (住宅:貸規様式第3号) ※
- ②貸付借用証書 [貸規様式第5号(-)] ※
- ③貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書 (貸規様式第8号) ※
- ④各貸付種別ごとに必要な添付書類…「原本又は写し」とする。  
※本人印を押印 (実印での押印は不要)

名称 (限度額) 償還方法	内容・添付書類 添付書類は、「原本又は写し」とする。 (※写しへの所属長の原本証明は不要)
<b>生活資金</b> (200万円) A 償還表	会員が生活のために資金を必要とするとき (申込事由は「生活のため」とすること)
<b>教育資金</b> (300万円) B 償還表	<p>会員、会員の配偶者、会員の子、会員の被扶養者が2年制以上の大学等(相当学校を含む)または高等学校等に入学もしくは在学し、資金を必要とするとき</p> <p>会員本人又は会員の被扶養者が大学等の奨学金返済のため資金を必要とするとき(奨学金未返還残高額が上限)</p> <p>〔添付書類〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学以前の場合は合格通知書又は入学許可書等事実を確認できる書類</li> <li>・現に在学している場合は在学証明書</li> <li>・奨学金返還証明書等</li> </ul> <p>また、前19条の会員の配偶者又は会員の子のために貸付を受ける場合は、会員との関係を示すもの(戸籍抄本等)を添付しなければならない。ただし、当会に会員との関係が登録されている場合は省略できる。</p> <p>上記のいずれか1通。(発行から3か月以内) また、会員以外のために貸付を受ける場合は、会員との関係を示す書類(戸籍抄本等)も必要。(被扶養者の場合は不要)</p>
<b>結婚資金</b> (300万円) B 償還表	<p>会員、会員の子、会員の被扶養者が結婚のため資金を必要とするとき (申込みから6か月以内に結婚する者を対象とする)</p> <p>〔添付書類〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚式場の予約申込書受理証明書</li> <li>・婚姻届受理証明書</li> <li>・住民票(世帯全員分、続柄記載のもの)</li> <li>・戸籍謄本</li> </ul> <p>上記のいずれか1通。また、会員以外のために貸付を受ける場合は、会員との関係を示す書類(戸籍抄本等)も必要。(被扶養者の場合は不要)</p>

<b>葬祭資金</b> (200万円) B 償還表	<p>会員が被扶養者または被扶養者ではない配偶者、子、孫、弟妹、父母(配偶者の父母を含む)の葬祭を行うため資金を必要とするとき(ただし申込期限あり)</p> <p>〔添付書類〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・葬儀/死亡した証明書(死亡診断書、埋葬許可書、火葬許可書、除籍抄本のいずれか1通)/申込者と死亡者との続柄を示す証明書[戸籍抄本等(ただし被扶養者の場合は不要)]/葬儀費用の領収書</li> <li>・法事等/法事等の申込書、費用の必要額が確認できる書類</li> <li>・墓地の取得等/永代使用料等の使用(購入)申込書または使用許可書(承諾書)及び領収書</li> <li>・墓石の建立/売買契約書または注文書</li> </ul>
<b>自動車資金</b> (300万円) A 償還表	<p>会員が自動車購入のため資金を必要とするとき ただし、支払方法が現金一括払いに限る。 ローンなど分割での支払いの場合は不可</p> <p>〔添付書類〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車売買契約書</li> <li>・注文書(ただし「別添契約書を作成しない場合にはこの注文書が売買契約書となる」と記載されているもの)</li> </ul> <p>上記のいずれか1通。 上記書類には、会員の氏名が明記されていること。</p>
<b>災害資金</b> (200万円) B 償還表	<p>会員またはその被扶養者が水震火災その他の非常災害をうけ、資金を必要とするとき</p> <p>〔添付書類〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察または消防等の所轄官公署の発行する罹災証明書</li> <li>・修復費用の必要額が確認できる書類</li> </ul>
<b>旅行資金</b> (50万円) A 償還表	<p>会員が国内または海外旅行をするため資金を必要とするとき</p> <p>〔添付書類〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行社等の発行する行程表及び費用の記載された書類。また、海外の場合は旅行引受書を添付すること。</li> </ul>
<b>物品購入資金</b> (100万円) B 償還表	<p>会員が物品を購入するため資金を必要とするとき ただし、不動産・墓地・墓石・自動車・投機を行うための物品は除く。</p> <p>〔添付書類〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売買契約書・注文書・請求書のいずれか1通</li> <li>・領収書(貸付後1か月以内に提出)</li> </ul>
<b>住宅資金</b> (1000万円) ↓ C 償還表 (注)P33 2-(3)参照	<p>会員が自己の用に供する住宅の新築、増築、移改築、修理、もしくは購入、または宅地購入のため資金を必要とするとき</p> <p>〔添付書類〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表【住宅資金貸付添付書類一覧表】を参照</li> </ul>

次頁の〔注意事項〕も必ずお読みください

## 〔注意事項〕

1. 契約書・見積書・平面図及びそれらに類する書類は発行から3か月以内のものとする。
2. 貸付の制限
  - (1)貸付は1種別につき1口とする。
  - (2)毎月償還金額の合計額が給料月額（教職調整額及び給料の調整額を含む）の30%を超えない範囲とする。
  - (3)住宅貸付の限度額は5年後の退職一時金プラス200万円以内とする。
  - (4)会員期間（新採用者）が6か月未満の場合は、貸付を行わない。
  - (5)未成年者への貸付は行わない。
  - (6)弔慰金事業未加入者は生活資金貸付のみとする。
  - (7)<借替について>…新たな貸付金の申込金額が既に借受けている貸付額と「同額以下」の場合は、既に借受けている貸付金の償還回数（ボーナス分含む）が24回以上にならないと、新たな貸付は行わない。
  - (8)自己破産並びに個人民事再生法等により、当会加入の貸付保険の適用を受けた会員は、貸付保険事故日から10年を経過しなければ貸付を受けることができない。その場合の貸付は、災害資金貸付のみとし、退職互助部積立金積立額までとする。
  - (9)育児休業中（第1回償還が育児休業期間にかかるものを含む）、介護休暇及び介護休業中、停職中、その他無給休職中の会員へは、貸付（新規、借替）を行わない。
  - (10)他の金融機関等からの借入れ資金充当のための申込については、貸付を行わない。

ただし、下記の会員は償還を猶予することができます。

- ①育児休業の承認をうけたもの
- ②介護休業・介護休暇の承認をうけたもの
- ③自己啓発等休業の承認をうけたもの
- ④疾病または負傷による無給休職となったもの
- ⑤配偶者同行休業の承認を受けたもの

なお、③④については、「貸付金償還猶予申出書」（貸規様式第9号）を提出する必要があります。

## 別表【住宅貸付添付書類一覧表】

添付書類は「原本又は写し」とする（※写しの所属長の原本証明は不要）

申 込 事 由		必 要 書 類
土地付住宅 (マンションを含む)	新築購入	①売買契約書 ②敷地の登記事項証明書 ③確認済証 ④住宅の平面図
	中古購入	①売買契約書 ②敷地の登記事項証明書 ③住宅の登記事項証明書 ④住宅の平面図
住 宅	新 築	①工事請負契約書又は工事費用見積書 ②敷地の登記事項証明書及び敷地の名義人の工事承諾書 ③確認済証 ④住宅の平面図
	増 築 移 築	①工事請負契約書又は工事費用見積書 ②敷地の登記事項証明書及び敷地の名義人の工事承諾書 ③住宅の登記事項証明書 ④確認済証 ⑤住宅の平面図
	購 入	①売買契約書 ②敷地の登記事項証明書及び敷地の名義人の工事承諾書 ③住宅の登記事項証明書 〔新築中で未登記の場合は確認済証〕 ④住宅の平面図
	修 理	①工事請負契約書又は工事費用見積書 ②住宅の登記事項証明書及び住宅の名義人の工事承諾書 ③修理箇所 の 図面又は写真
敷 地	購 入	①売買契約書 ②敷地の登記事項証明書 ③住宅新築工事に係る誓約書
	補 修	①工事請負契約書又は工事費用見積書 ②補修箇所 の 図面又は写真 ③市区町村、警察署、消防署等の所轄官公庁が発行する罹災証明書 ④敷地の登記事項証明書及び敷地の名義人の工事承諾書

## 【住宅貸付に係る添付書類の特例】

住宅貸付の申込書の添付書類については、次に掲げる場合は、前項の住宅貸付添付書類一覧表に係わらず、その提出を省略し、又は他の書類をもって代え、あるいはさらに必要資料を添付するものとします。

### (1) 提出を省略できる書類

事 由	省略できる書類
都市基盤整備公団又は地方公共団体等から土地又は住宅若しくは土地付き住宅を購入する場合	登記事項証明書
中高層共同住宅（マンション等）を購入する場合で、土地が居住者の共有名義の場合	敷地の登記事項証明書
10平方メートル以内の増改築をする場合	確認済証
住宅の新築、増築、改築又は移築若しくは購入の場合で、敷地の名義人が建物の名義人と共有者又は同居者である場合	敷地の名義人の工事承諾書
住宅の修理又は住宅の敷地の補修の場合で、当該物件の名義人が会員と同居している場合	名義人の工事承諾書

### (2) 提出書類に代えることができる書類

事 由	提出書類に代えることができる書類
宅地完成中の土地を購入する場合	登記事項証明書に代えて、購入物件に該当する造成前の登記事項証明書及び購入物件と造成前の登記事項証明書が同一であることにつき造成主又は設計者が証明した書面
仮換地及び保留地を購入する場合	登記事項証明書に代えて、購入物件の地番、面積、地目、所有権移転登記の時期並びに登記事項証明書の提出ができない理由等を記載した、土地区画整理法に基づく施行者が発行した証明書
都市基盤整備公団又は地方公共団体等から土地又は住宅若しくは土地付住宅を購入する場合	売買契約書に代えて、引渡日及び所有権移転登記の時期並びに面積、売買金額が明記された分譲（予定）証明書（積立方式による場合は、分譲積立契約書の写し及び積立額の証明書） 住宅の平面図に代えて、分譲案内書
建築確認を要しない地域に住宅を建築する場合	確認済み証に代えて、市区町村長又は、建築主事の発行する建築主、建築場所、建築面積、工事種別、用途等を明記した建築確認不要証明書（当該証明書が発行されない場合は、申込人の申込書により会長が確認する。）
罹災証明書が発行されない場合	会長がこれに準ずると認めた書類

### (3) その他の必要書類

事 由	そ の 他 必 要 書 類
購入する土地又は住宅を建築する土地が農地の場合	農地転用許可書又は農地転用受理証明書
仮登記されている物件を所有者から購入する場合	仮登記権利者の売買に関する承諾書
仮登記されている物件を仮登記権利者から購入する場合	所有者の売買に関する承諾書
貸付申込日以前に所有権移転登記を完了した場合	当該物件の取引を明らかにする書類（移転登記した理由、取引経緯、契約条件を明らかにした書類）
購入物件の持主（未登記の新築建物にあってはその建築主）と売主の名義とが異なっている場合	売主に売り渡したことを証明する売買契約書、委任状、売渡証明書又は販売委託契約書等
住宅の新築、増築、改築又は移築若しくは購入の場合で敷地の名義人が死亡している場合	相続申立人による工事承諾書
住宅の増改築又は移築の場合で、当該物件が会員名義でない場合	住民票等、会員が居住する事を証する書類